第六十五条中「又は認定」を「、認定又は指定」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

三　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条第三号中「第五十一条」の下に「第三項を除く。」を加える。

第七十三条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「した者」を「したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

第七十四条の二第一号中「若しくは第六十条の九第一項」を「、第六十条の九第一項若しくは第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項」に改め、同条に次の二号を加える。

三　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第七十四条の二を第七十四条の四とし、第七十四条の次に次の二条を加える。

第七十四条の二　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十四条の三　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七十五条第一項第二号中「第七十二条」を「第七十一条の二（第二号を除く。）、第七十二条」に改め、同項第四号中「又は前二条」を「、第七十一条の二第二号、第七十三条第一項第三号又は第七十四条から前条まで」に改める。

第七十六条第一号中「、第三条第三項又は第四条」を「又は第三条第三項」に改め、同条中第十九号を第二十号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号中「同項に規定する」を削り、「、又は」を「（同条第一項第十号に掲げる会社（同条第四項に規定する主務省令で定める会社を除く。）にあっては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有したとき）、」に改め、「同条第四項に規定する」を削り、「とき。」を「とき、若しくは同項第十号に掲げる会社（同条第六項に規定する主務省令で定める会社に限る。）を同号に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としたとき、又は同条第八項の規定による主務大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する主務省令で定める会社を除く。）となったことその他同項に規定する主務省令で定める事実を知った日から一年を超えて商工組合中央金庫又はその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　第二十二条の四第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

第七十六条の二を第七十六条の三とし、第七十六条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第七十七条に次の一号を加える。

三　第六十条の三十七第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「政府保有株式」を「その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式」に、「ときは、直ちに」を「後における株式会社商工組合中央金庫の特別準備金を含む自己資本の充実の状況、株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、」に、「とともに」を「ことができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに」に改め、同項を同条とする。

附則第二条の二から第二条の四までを削る。

附則第二条の五に次の一項を加える。

2　株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業計画に、主務省令で定める他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

附則第二条の五を附則第二条の二とする。

附則第二条の六第一項中「は、」の下に「株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する」を加え、同条を附則第二条の三とし、附則中第二条の七を第二条の四とし、第二条の八を第二条の五とする。

附則第二条の九第一項中「附則第二条の六第一項」を「附則第二条の三第一項」に、「附則第二条の七第一号」を「附則第二条の四第一号」に、「附則第二条の七」を「附則第二条の四」に、「附則第二条の八」を「附則第二条の五」に、「附則第二条の九第一項」を「附則第二条の六第一項」に、「（附則第二条の七」を「（附則第二条の四」に改め、同条を附則第二条の六とする。

附則第二条の十第一項中「附則第二条の七」を「附則第二条の四」に改め、同条第二項中「附則第二条の八」を「附則第二条の五」に、「附則第二条の九第一項」を「附則第二条の六第一項」に改め、同条を附則第二条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（総務省設置法の適用除外）

第二条の八　中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）第二条の規定（同法附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）の施行後においては、株式会社商工組合中央金庫については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

附則第二条の十一及び第二条の十二を削る。